



熊労発基 0703 第 1 号
令和 8 年 7 月 3 日

熊本地方最低賃金審議会

会長 本田 悟士 殿

熊本労働局長 金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、熊本県最低賃金（昭和 55 年熊本労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議を求める。